

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

## 案要綱

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の

一部の施行期日は、平成二十八年二月一日とすること。